

平成 28 年第 9 回 農業委員会 総会 会議録

召集年月日	平成 28 年 9 月 29 日					
召集場所	滝上町役場委員会室					
開閉会の日時 及び宣告	開会 平成 28 年 9 月 29 日 午前 9 時 30 分		議長 舟根 功		閉会 平成 28 年 9 月 29 日 午後 10 時 15 分 議長 舟根 功	
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別
	1	村田 牧子	出席	8	林 花美	出席
	2	張間 真之	出席	9	平石 茂	欠席
	3	井上 秀幸	欠席	10	日野 茂	出席
	4	池田 政隆	出席	11	片岡 照光	出席
	5	千葉 弘輝	欠席	12	大西 義造	出席
	6	渡邊 誠一	欠席	13	舟根 功	出席
	7	瀬川 博	出席			
会議録署名委員	瀬川 博			林 花美		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	河本 佳尚	書記	原 英伸
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 あっせん報告について 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について (議事参与制限) 議案第 2 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積について 議案第 3 号 利用権の設定を受けたい旨の申し出について 議案第 4 号 現況証明願いについて					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 在任委員13名、出席委員9名、千葉委員、平石委員、渡邊委員、井上委員から欠席との連絡が入っております。

出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、会議規則第8条の規定により会議は成立いたしました。

これより、第9回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第10条の規定により7番瀬川委員、8番林委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向

特にありません。

日程第3. 報告第2号. あっせん報告について上程いたします。

第8回総会であっせんすることに決定しておりました件について瀬川委員より報告願います。

瀬川 平成28年第8回農業委員会総会であっせんすることに決定していた、〇〇さん申し出の賃貸によるあっせんについてご報告いたします。

2ページのとおり、1件目は相手方を××さんとして、9月20日にあっせん委員会を開催した結果、農地面積11,969㎡、賃貸価格30,000円で調整がつかしました。

3ページの2件目ですが、相手方を□□さんとして、同じく20日にあっせん委員会を開催した結果、農地面積40,907㎡、賃貸価格128,000円で調整がつかしましたので報告いたします。

また、もう1か所の農地については、相手方を△△として調整を進めましたが、賃貸借でのあっせんでは受けられないとの回答を受け、現在は賃貸借での相手先を見つけるべく、引き続き調整を続けております。

今回は、〇〇さんの年金受給に関係することから農地中間管理事業を最終的に利用することとなりました。

詳しくは、事務局より補足説明をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

事務局 今回のあっせんに関して、農業者年金基金及び農業会議に照会したところ、〇〇さんの経営移譲年金の受給にあたり、農地処分の相手方が60歳未満という要件を満たしていないと、年金が満額受給できないことが判明しました。××さんがこのケースに該当していたため、どのように対応すべきか検討した結果、農地中間管理事業を利用することになりました。

これは、農地の貸付相手方が、農地中間管理事業であれば、年金は満額受給できるためであります。

このため、あっせん委員会を立ち上げ調整を始めましたが、中間管理事業の調整ということで書類上の整備をさせていただきますのでご了解願います。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。

日野委員 農地中間管理事業に乗せる対象はこの1筆のみですか。

事務局 〇〇さんの農地処分にあたりまして、できればまとめて中間管理事業を使いたいという意向がありましたので、受け手の□□さんにも確認したところ、問題ないということで中間管理事業を使つての実施となりました。

日野委員 今あっせん委員長から報告があったように、△△さんとの調整がつかないなかで、この農地に対しても中間管理事業で対応する考え方か。

事務局 希望としては、中間管理事業を使つてまとめて農地を処分したいということであります。

議長 他にございませんか。

無いようですのであっせん報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。あっせん報告を了承することといたします。

日程第4．議案第1号．農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なお、これは張間委員に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農用地利用集積計画案であります。

農地保有合理化事業により、北海道農業公社所有の農地を□□さんに賃貸するものであります。場所については、7ページの図面をご参照ください。

なお、この農地の旧所有者は、○○さんです。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第5．議案第2号．農地法第3条第2項第5号で定める下限面積について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 農地の売買、賃借等につき農地法第3条により許可をする場合、許可要件の一つに下限面積要件が定められています。

下限面積要件とは、経営面積があまりにも小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に行われなことが想定されるため、経営する農地面積が、最低2ha以上でなければ3条の許可ができないとするものです。

平成21年の農地法改正により、毎年1回下限面積の設定について、農業委員会で審議することになっていますが、下限面積を2ha未満に設定する場合には、2ha未満の農家が

町内に 40%以上存在しない場合は設定できないことになっており、滝上町では、2015 年農林業センサスにおいても 2ha 以上の経営地の農家が全体の 94%を占めていることから、下限面積は、これまでどおり法で定める 2ha といたします。なお本総会で審議した下限面積については、町のホームページで公表することになっています。10 ページに公表案を付けておりますのでご参照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
下限面積について、従来どおり 2ha とすることでご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。
下限面積については 2ha とすることに決定いたしました。

日程第 6、議案第 3 号、利用権の設定を受けたい旨の申し出について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。(局長説明)

局 長 認定農業者の〇〇さんから、希望地区を一区、二区として面積 5ha の申し出がありました。
認定農業者の有効期間は平成 33 年 3 月 30 日までとなっております。
なお、本申請と同時に中間管理事業の受け手の登録も行っておりますので申し添えます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。本件について、希望条件に合う農地があれば、調整を進めるということでご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。本件については利用権の調整をすることといたします。

日程第7. 議案第4号 現況証明願いについて議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、現況地目に変更するための現況証明願いであり
ます。

9月14日付けで愛知県 ○○さんからの申し出で、場所につ
いては、15ページの図面のとおりであります。

本申請受理後、事務局において現地調査をしたところ、当
該地は家庭菜園であるという判断をしております。

農地と家庭菜園では見た目は類似しておりますが、家庭菜
園は農地法でいう農地には該当しないと解釈されております。

家庭菜園について明確に定義されたものはありませんが、
住宅敷地の一角に設けられたもの、小面積なものであること、
おもに自家用の作物栽培用であること、他の農地との連続性
が無いことなどが判断材料になると思います。

また、現在の利用方法も非農家による自家用野菜の栽培に
あてられていることから、家庭菜園と判断して良いと考えて
おりますが、現地確認のうえ審議していただくようお願いい
たします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本件は、現地調査が必要ですので審議保留といたします。

それでは、現地確認のため休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩を解きまして会議に戻します。

議案第4号について審議いたします

この件について意見を求めます。日野委員

日野委員 先ほど全員で現地を確認してきた結果、問題なく、証明
書を発給してよろしいと思います。

議長 ただいま、証明書を発給してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は願い出どおり証明書を発給することに決定いたしました。

以上で全議案が終了いたしました。これで第9回農業委員会総会を終了いたします。